

Q 労災保険の請求権には時効がありますか

A

一般の債権と同様に労災保険の各種請求には時効があります。
各種請求の時効は次のとおりです。

保険給付の種別	時効年数
療養（補償）給付	2年
休業（補償）給付	
葬祭料、葬祭給付	
介護（補償）給付	
二次健康診断等給付	
障害補償給付	5年
遺族補償給付	
障害補償年金差額一時金	
障害補償年金前払一時金	2年
遺族補償年金前払一時金	

傷病（補償）年金は、請求権がないので時効はありません。